

## 和泉市職員措置請求書

件名

投票立会人への投票箱送致に対する謝礼としての記念品提供の差し止め請求

### 第1 請求の対象行為

平成25年度和泉市市長選挙及び参議院議員通常選挙において、投票立会人が投票箱を開票所に送致する謝礼として、記念品を提供する予算が平成25年度歳出予算にそれぞれ116千円が含まれており、従来からも同様の記念品の提供が行われていることから、記念品の提供は相当の確からしさで実施されることが想定される。

### 第2 前記行為の違法・不当の理由

#### 1 関連法令の定め

##### (1) 公職選挙法の定め

公職選挙法は、市町村の選挙管理委員会は、各選挙ごとに、各投票区における選挙人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て、二人以上五人以下の投票立会人を選任しと定め(公選法第33条)、投票管理者は、一人又は数人の投票立会人とともに、選挙の当日、その投票箱、投票録、選挙人名簿又はその抄本及び在外選挙人名簿又はその抄本を開票管理者に送致しなければならない(公選法第55条)と定めている

又衆議院議員又は参議院議員の選挙に関する次に掲げる費用は、国庫の負担とする。と定め 投票管理者、開票管理者、選挙長、選挙分会長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人に対する報酬及び費用弁償に要する費用を定めている(公選法263条)。

同様に、地方公共団体の議会の議員又は長の選挙に関する次に掲げる費用は、当該地方公共団体の負担とする。と定め、投票管理者、開票管理者、選挙長、選挙分会長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人に対する報酬及び費用弁償に要する費用を定めている(公選法264条)。

##### (2) 地方自治法の定め

地方自治法は、普通地方公共団体は、その委員会の委員、非常勤の監査委員その他の委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員(短時間勤務職員を除く。)に対し、報酬を支給しなければならない。と定め、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。と定め、報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない(地方自治法第2

03条の2)。と定める。同時に普通地方公共団体は、いかなる給与その他の給付も法律又はこれに基づく条例に基づかずには、これをその議会の議員、第二百三条の二第一項の職員及び前条第一項の職員に支給することができない。(地方自治法第204条の2)

### (3) 和泉市条例の定め

和泉市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例第2条に特別職の職員の報酬の額は、別表のとおりとする。と定め、その別表に投票所の投票立会人 1 選挙ごとに 10,000 円 と定めている。

## 2 前記行為の違法・不当の理由

本件投票立会人は和泉市の特別職非常勤職員であるところ、その職員は地方自治法第204条2によって、同法第203条の2第1、2及び4項所定の報酬、期末手当及び同条第3項所定の費用弁償のほか、法律又はこれに基づく条例に基づかずに、当該団体からいかなる給付も受けてはならない。和泉市においては、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例第2条において所定の報酬(1選挙ごとに10,000円)が定められているところ、本件給付が報酬、期末手当又は費用弁償のいずれにも該当しないことは明らかである。もともと地方公共団体においても、問題となる給付が法律、条例に根拠がなかったとしても「社会通念上儀礼の範囲にとどまる限り、禁止するものでない。」と解され、社会通念上儀礼の範囲については、「その支給の趣旨、態容、金額、人員等の点から見て社会通念上の範囲を超えている場合には違法となるとしている。」(最高裁昭和39年7月14日第三小法廷判決)と解されている。

そこで本件謝礼が社会通念上儀礼の範囲にあるか否かを検討すると、本件謝礼は投票立会人の投票箱送致に対する謝礼であるが、投票箱の送致は投票立会人の職務の範囲であり(公選法第55条)、その対価は既に報酬で賄われており、一般的に自治体職員の職務の遂行に謝礼を行うことなどあり得ず、本件謝礼は社会通念上儀礼として許された範囲を超えるもので、地方自治法第204条の2において禁止された給付に該当する。又本件謝礼が一人当たり2千円であるが、従前の各種審議会などの市民公募委員の謝金(報酬)が1日当たり1千円であった事(請求人が市民公募で委員となった共創和泉行財政懇話会は和泉市の行財政改革プランを審議する重要な会議であったが、その委員報酬は一日当たり千円であった)との比較においても本件謝礼が謝礼の域を逸脱する事は明らかである(最近条例に基づかない委員会での委員への報酬の支給が問題となり、多くの審議会・委員会を条例で定めることになり、その結果附属機関の委員の報酬は1日当たり8千円に改訂されている)。

又本件謝礼は歳出の報償費から支出されるが、報償費とは、一般的に、役務の提供(例えば、講演会、研修会、研究会等の講師等としての出席)などによって

受けた利益に対する対価として支出されるものであるが(平成8年11月22日 大阪高裁判決 事件番号 平6(行コ)94号)、本件投票箱の送致は投票立会人の職務であり、その対価は報酬で賄われているから、新たに報償費として本件謝礼を支出することは、最少経費で最大効果を規定した地方自治法第2条第14項に違反する。

更に公選法にて、衆議院議員又は参議院議員の選挙管理費用について、投票立会人については報酬・費用弁償に要する費用に限定して国庫負担を定めており(公選法263条)、謝礼などの報償費は国庫負担の範囲外である。しかしながら和泉市平成25年度予算において、参議院議員通常選挙費用として本件報償費を含む全額を、府支出金・府委託金・総務費委託金(参議院議員通常選挙委託金)として歳入に計上している。これは公選法で認められない選挙管理費用を国庫負担として歳入として計上するもので違法であり、違法な歳入を財源に報償費を支出することも又違法となる。

又、本件投票立会人に対する投票箱送致に対する謝礼を行っている自治体は、府内33市中8自治体に止まり、その額についても数百円程度であり、本件2千円は突出しており、儀礼の範囲を逸脱していることは明らかである。

### 第3 措置請求事項

和泉市長は本件支出を指し止めよ。

仮に本件支出を行ったときは市長辻宏康に対し違法な事務手続きを阻止しなかった責任により、本件支出に伴う損害額に相当する金員の返還を請求する等必要な措置を求めよ。

### 第4 本件監査請求の意義について

本件支出は、全体で30万円強であり必ずしも高額な支出とは言えないが、和泉市の厳しい財政に鑑み、不要な支出は厳にこれを慎む事が必要であり、行政の公金支出について市民から厳しい視線が投げかけられていることを肝に銘ずべきである。

### 第5 請求者

住所 和泉市緑ヶ丘2丁目13番地の10号

職業 オンブズ和泉代表

氏名 小林洋一

連絡先 TEL 0725-54-2626 FAX 020-4669-6920

地方自治法施行令第 242 条第 1 項の規定により、別紙事実証明を添え、必要な措置を請求します。

平成25年5月9日

和泉市監査委員 様

以上

別紙事実証明

第1号 平成25年度和泉市予算書(その1～その3)

第2号 大阪府内33市の投票立会人へのその他給付の状況

第3号 投票立会人謝礼(H21年から)